

●香川県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年6月17日から同年7月8日まで一般の縦覧に供する。

平成20年6月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 岩崎高松線（166号）
- 3 道路の区域

| 区 間   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                            |
|---|-----------------|---------------|--------------------------------|
| 高松市香川町川東上字飯田原2153番1地<br>先から<br>高松市香川町川内原字飯田原33番地先ま<br>で | 14.8~47.6       | 470           | 平成18年香川県告<br>示第145号で変更<br>した区域 |

- 4 供用開始の期日 平成20年6月17日